

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月22日

【ファンド名】 UBS(Lux)ボンド・ファンド  
(UBS(Lux) Bond Fund)

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ  
(UBS Fund Management(Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボンド  
ヴァレリー・ベルナル(Valérie Bernard)  
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ジェフリー・ラーン(Geoffrey Lahaye)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A番  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

UBS(Lux)ボンド・ファンド(UBS(Lux)Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(UBS Fund Management(Luxembourg)S.A.)(以下「管理会社」といいます。)は、ファンドのサブ・ファンドであるUBS(Lux)ボンド・ファンド-米ドル(以下「消滅サブ・ファンド」といいます。)を2019年11月22日付でファンドのサブ・ファンドであるUBS(Lux)ボンド・ファンド-グローバル・フレキシブル(以下「吸収先サブ・ファンド」といいます。)に吸収し解散することを決定しました。よって管理会社は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (イ)当該解散等の年月日

2019年11月22日

### (ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

消滅サブ・ファンドおよび吸収先サブ・ファンドの管理会社の取締役会は、消滅サブ・ファンドの資産の減少を鑑み、かつUBS(Lux)ボンド・ファンドの資金の募集を合理化および簡素化するために、UBS(Lux)ボンド・ファンドの約款第12.2条に従い消滅サブ・ファンドを吸収先サブ・ファンドに吸収することが受益者の最善の利益であると判断しました。

### (ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2019年10月17日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知しました。